

みんなのまち基本条例検証結果 提言書(案)に対する意見への対応

番号	ページ	行目	提言書(案) 該当箇所	変更案	変更理由	対応
1	6	11	「防災・防犯」、「命と財産」に関わる事項を記載する必要がある。	現行条文のままとする。	<p>参議院法制局の法制執務コラムに前文の改正に関する記述がありました。</p> <p>それによりますと、前文も法律(条例)の一部であることから、必要が生じれば改正できるものの、そもそも、前文は、法(条例)制定の趣旨などを高らかにうたう文章であることから、通常は行わないとのことであります。(過去に法律の前文を改正したのは、2回のみとのことです。)</p> <p>あわせて、現行の前文には、「安全で安心して誰もが暮らしやすいまち」の実現に努めることが既にうたわれており、「防災・防犯」等の趣旨が含まれていることから、あえてこれらを記述すべきとの提言は行わない方がよいのではないかと考えました。</p> <p>第6回検証委員会で、再度、審議を願いたい。</p>	第6回検証委員会で再度審議を行う。
2	16	21	また、現行の第4条の規定では、市民が行う協働の取組が、市民相互の取組や市内の取組に限定しているようであり、災害対応、福祉、環境、教育など周辺の自治体や多くの住民の方々にも協力をいただいで今の本市が成り立っているとも考えられ、市民以外の人々との連携、協力が重要であることから、条文を追加する、という意見があった。	削除する。	<p>会議要旨や当時の検証委員会での議論の内容を確認すると、現状のままでもよいという意見が半数を超えていたように思われます。</p> <p>第6回検証委員会で、再度、確認を願いたい。</p>	第6回検証委員会で再度確認を行う。